

恵風だより



令和2年7月 22 日発行 No.4

合理的配慮について

校長 坂井 廣幸

「合理的配慮」という言葉は、少し前からよく耳にするようになりました。この言葉が一般化したのは、2016年4月に障害者差別解消法が施行されてからです。この法は正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、障害者に対する差別をなくすことを求める法律です。差別を解消するためには、合理的配慮が求められます。この障害者差別解消法の施行を機に、合理的差別という言葉をよく聞くようになったのです。合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害、困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。簡単に言えば、障害者が障害のない人と同様のことができない場合は配慮してあげましょうという考え方です。英語の *reasonable accommodation* の訳語ですが、「合理的」という言葉は、日常的には「むだなく能率的である」状態を意味して使用することが多く、もう一つの意味の「道理や論理にかなっている」状態を意味して使用することは比較的少ないと思われまます。合理的配慮の「合理的」は後者の意味で使用するので、今ひとつ言葉の感覚としては理解しにくいのかもかもしれません。むしろ「根拠のある便宜（対応）」と捉えた方がわかりやすいかもしれません。

しかし、重要なことは差別解消法が施行されている現在、この法律が施行されて4年になりますが、この法の目指す方向に進んでいるかと考えるなら、進んでいると自信を持って言えない状況にあります。そう思ったのは、2年ほど前に障害者雇用促進法に基づき、公的機関は一定割合の障害者を雇うよう義務づけられていたのに、実際は法定雇用率がのきなみ基準を大きく下回っていたことがきっかけです。基準を下回っているだけでなく、実際は障害者ではない人を障害者と偽って「水増し」していたことが判明しました。官庁等の公的機関にとっては雇用率を達成しても、そこに明確なメリットが与えられるわけでもないので、努力するだけのインセンティブを感じないかもしれません。しかしこの制度は何のためのものかと考えると納得がいきません。このように雇用率が達成されていない現状は、社会一般が障害者の社会進出に対して十分理解されていないことを意味します。水増しなどのごまかしなどは社会から批判されて許されないだろうという危機感を感じないからです。まだまだ障害者の勤労意欲を醸成しようという社会的環境は不十分だと思わざるを得ません。この30年で障害者を取り巻く環境は大きく向上したとは思いますが、障害者差別解消法の求める方向に向かう歩みはまだまだ遅いと思います。

小学部 七夕会

7月3日（金）に七夕会が行われました。縦割りグループごとに分担して準備をしました。七夕のお話を聞いた後に、「たなばたさま」を歌いました。短冊に書いた「カレーライスを作りたい」「みんなと仲良く過ごせますように」などの願い事を発表したり、ゲームを楽しんだりしました。



中学部 第2回水神様記念

6月22日（月）の開会式を皮切りに、およそ1ヶ月の期間、体育授業において行われる競技会です。運動会やプール学習が中止になった代わりに、楽しみながら競技を行うことでリズムよく動く、投げる、走る等のさまざまな動きができるようになることをねらいとしています。玉入れでは、チームごとに大きな声を出して団結を深める様子も見られました。



高等部 前期現場・校内実習

2・3年生は6月8日～6月26日、1年生は6月15日～26日まで、前期現場・校内実習を実施しました。2年生は自己の適性を考える機会となり、3年生は自ら進路選択する力を身につけ、1年生は働くことの大切さや大変さを知ることができた期間となりました。

また、6月26日には、高等部の授業参観でたくさんの保護者の方々やまゆり学園の先生方に、実習最終日の様子を見ていただき、実習期間の良い仕上げとなりました。

